

練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱

平成 24 年 4 月 1 日
24 練教こ字第 1814 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく、練馬区次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）を推進するにあたり、区民および識見を有する者の意見を反映させるために、練馬区次世代育成支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 行動計画の推進に関すること。
- (2) その他行動計画に関して必要な事項

(構成)

第 3 条 協議会委員は、つぎに掲げる者および団体の代表者で構成され、教育長が委嘱または任命する。

- (1) 公募区民 9 人以内
- (2) 地域住民組織・事業主 6 人以内
- (3) 学識経験者 2 人以内
- (4) 保健・福祉・教育関係者 10 人以内
- (5) 行政職員 3 人以内

2 協議会に、座長および副座長を置き、協議会委員の互選により定める。

3 座長は、協議会の会議を主宰し、協議会を代表する。

4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 協議会委員の任期は、委嘱または任命の日からその年度の末日までとする。

(会議)

第 5 条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第 6 条 協議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、付属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課が処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。